

令和5年度

財政援助団体等監査結果報告書

令和6年1月9日

静岡市監査委員

同

同

同

遠藤 正方

白鳥 三和子

畑田 響

後藤 哲朗

目 次

1	監査の基準	1
2	監査の種類	1
3	監査の対象	1
4	監査の主な実施内容	1
5	監査の実施場所及び日程	2
6	監査の結果等	2

財政援助団体監査

1	監査の対象	5
2	監査の着眼点	5
3	監査の結果	5
4	その他必要と認める事項	6
5	監査した補助金等の概要	7

出資団体監査

1	監査の対象	8
2	監査の着眼点	8
3	監査の結果	8
4	その他必要と認める事項	11
5	監査した団体の概要	12

指定管理者監査

1	監査の対象	16
2	監査の着眼点	16
3	監査の結果	16
4	その他必要と認める事項	18
5	監査した施設の概要	19

1 監査の基準

この監査は、静岡市監査基準（令和2年静岡市監査委員告示第1号。以下「監査基準」という。）に基づいて実施した。

2 監査の種類

(1) 監査の名称

令和5年度財政援助団体監査

令和5年度出資団体監査

令和5年度指定管理者監査

(2) 根拠法令

地方自治法第199条第7項及び地方自治法施行令第140条の7

3 監査の対象

(1) 財政援助団体監査

ア 静岡市地域に開かれた幼稚園づくり推進事業負担金

所管部局 子ども未来局幼保支援課

団体 静岡市地域に開かれた幼稚園づくり推進協議会

イ 静岡市中央卸売市場協力会負担金

所管部局 経済局商工部中央卸売市場

団体 静岡市中央卸売市場協力会

(2) 出資団体監査

ア 公益財団法人静岡市スポーツ協会

所管部局 観光交流文化局スポーツ振興課

イ 株式会社駿府楽市

所管部局 経済局商工部産業振興課

(3) 指定管理者監査

静岡市沼上資源循環学習プラザ及び静岡市西ヶ谷資源循環体験プラザ

指定管理者 一般財団法人静岡市環境公社

所管部局 環境局ごみ減量推進課

4 監査の主な実施内容

(1) 本監査

出資団体監査及び指定管理者監査においては、監査委員による説明聴取及び質疑を実施した。さらに、指定管理者監査については、対象施設の現地調査を併せて行った。

(2) 予備監査

監査委員事務局職員による帳票簿冊等関係書類の監査及び説明聴取を実施した。

5 監査の実施場所及び日程

監査の種類	実施場所	日程
財政援助団体監査	監査委員事務局執務室ほか	令和5年8月18日から 令和6年1月9日まで
出資団体監査	監査委員室ほか	
指定管理者監査	静岡市沼上資源循環学習プラザ 静岡市西ヶ谷資源循環体験プラザ	

6 監査の結果等

(1) 監査の結果（地方自治法第199条第9項）

ア 監査基準第19条第2項又は第3項の規定に基づく記載

1から5まで及び各監査の着眼点のとおり監査した限り、対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が重要な点において、当該財政的援助等の目的に沿って行われていた。

イ 監査基準第19条第4項の規定に基づく記載

出資団体監査において、指摘事項があった。

ウ 財政援助団体監査、出資団体監査及び指定管理者監査の各監査において、意見があった。

(2) その他必要と認める事項（監査基準第19条第1項第8号）

財政援助団体監査、出資団体監査及び指定管理者監査の各監査において、指導事項があった。

なお、各監査の着眼点、監査の結果等及び監査対象の概要については後述する。

用語説明

1 指摘事項

法令、条例、規則等に違反している事項又は経済性、効率性若しくは有効性の観点から改善を要する事項など、指摘すべき事項として、地方自治法の規定に基づき監査結果報告書に記載し、公表するもの

2 指導事項

上記「指摘事項」以外で、軽微な誤りと認められる事項

3 意見

監査の結果に必然的に伴う、監査委員の意見

【参考】

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号） （抄）

第 199 条 略

第 2 項から第 6 項まで 略

7 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、同様とする。

8 略

9 監査委員は、第 98 条第 2 項の請求若しくは第 6 項の要求に係る事項についての監査又は第 1 項、第 2 項若しくは第 7 項の規定による監査について、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これを公表しなければならない。

第 10 項以降 略

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号） （抄）

第 140 条の 7 地方自治法第 199 条第 7 項後段に規定する当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるものは、当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 4 分の 1 以上を出資している法人とする。

第 2 項以降 略

静岡市監査基準（令和 2 年静岡市監査委員告示第 1 号） （抄）

（監査報告等の内容）

第 19 条 監査報告等には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

第 1 号から第 6 号まで 略

（7）監査等の結果

（8）前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 前項第 7 号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

第1号及び第2号 略

- (3) 財政援助団体等監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。

第4号から第8号まで 略

- 3 第1項第7号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
- 4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合は、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

第5項以降 略

財政援助団体監査

1 監査の対象

(1) 静岡市地域に開かれた幼稚園づくり推進事業負担金

所管部局 子ども未来局幼保支援課

団体 静岡市地域に開かれた幼稚園づくり推進協議会

(2) 静岡市中央卸売市場協力会負担金

所管部局 経済局商工部中央卸売市場

団体 静岡市中央卸売市場協力会

2 監査の着眼点

(1) 所管部局関係

ア 補助金等の交付目的及び対象事業の内容は明確か。また、補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。

イ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。また、補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

ウ 財政援助団体への指導監督は適切に行われているか。

(2) 団体関係

ア 事業は、計画及び交付条件等に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。

イ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。

3 監査の結果

監査した結果、指摘事項はなかった。また、1件の意見があった。

【意見】

使途の適正性の確認について

静岡市地域に開かれた幼稚園づくり推進事業負担金において、静岡市地域に開かれた幼稚園づくり推進協議会（以下「協議会」という。）は、子育て広場事業を実施する私立幼稚園8園に対し、1園当たり139,000円（うち市負担分は89,000円）を年度当初の4月に交付しており、各園は年度を通じて子育て広場事業を実施し、年度末までに実施記録とともに証拠書類を添付した収支報告書を協議会に提出している。

しかし、今回の監査において、協議会に提出された書類の内容を確認したところ、収支報告書では各園で購入したとされている物品等が子育て広場事業で実際に使用されたのが実施記録の記載からは判別できなかったものが散見された。

当該子育て広場事業は、令和5年度から協議会が「子育て広場ウィーク」として期間を設定し、協議会に所属する私立幼稚園及び認定こども園 54 園を対象に1園当たり30,000円（うち市負担分は20,000円）を交付するよう事業内容が改められているものの、協議会から各園に対して事業費を交付し各園は事業実施後に実施記録及び収支報告書を協議会に提出する取扱いは変わらず、当該事業費の多くが市からの負担金で賄われていることから、実施した事業の記録については適正に記載される必要がある。

子育て広場事業を実施するに当たって各園で購入した物品等が当該事業で適正に使用されたかの確認については、協議会が各園から提出された実施記録及び収支報告書の記載等により適切に行うとともに、事業を実施する各園に対し、当該負担金の使途の明確化について周知徹底が行われることを望むものである。

- 4 その他必要と認める事項
1 件の指導事項があった。

5 監査した補助金等の概要

静岡市地域に開かれた幼稚園づくり推進事業負担金

財政 援助 団体	名称	静岡市地域に開かれた幼稚園づくり推進協議会
	事務局所在地	静岡市駿河区曲金二丁目5番21号 静岡豊田幼稚園内
	設立年月日	平成8年4月1日
	収支の状況	収 入 1,747,461 円 支 出 1,747,461 円 収支差引額 0 円
負 担 金 の 概 要	負担金の目的	幼稚園が幼児教育の中心的役割を果たし、市民の子育て支援の一環として開かれた幼稚園づくりを推進することを目的とする。
	負担金額	1,152,000 円
	負担金交付対象となった事業	子育て広場事業、幼児教育相談窓口の開設事業等

※ 収支の状況及び負担金額は、令和4年度実績を示す。

静岡市中央卸売市場協力会負担金

財 政 援 助 団 体	名称	静岡市中央卸売市場協力会
	事務局所在地	静岡市葵区流通センター1番1号 静岡市中央卸売市場内
	設立年月日	昭和55年4月1日
	収支の状況	収 入 112,536,188 円 支 出 89,258,767 円 収支差引額 23,277,421 円
負 担 金 の 概 要	負担金の目的	市場秩序の保持及び改善に協力し、業務の繁栄と相互の親睦を図り、もって市場全般の発展に寄与することを目的とする。
	負担金額	40,416,720 円
	負担金交付対象となった事業	市場の清掃及びじんかい（発泡スチロール及びパレット含む。）処理に関する事業等

※ 収支の状況及び負担金額は、令和4年度実績を示す。

出資団体監査

1 監査の対象

- (1) 公益財団法人静岡市スポーツ協会
所管部局 観光交流文化局スポーツ振興課
- (2) 株式会社駿府楽市
所管部局 経済局商工部産業振興課

2 監査の着眼点

- (1) 所管部局関係
 - ア 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。
 - イ 株式又は出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。
 - ウ 出資者としての権利行使は適切に行われているか。
- (2) 出資団体関係
 - ア 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
 - イ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
 - ウ 現金や預金通帳、銀行印の管理体制は適切か。
 - エ 団体の内部統制体制は適切に整備され、運用されているか。

3 監査の結果

監査した結果、3件の指摘事項があった。また、6件の意見があった。

【指摘事項】

- (1) 決算公告の未実施について（株式会社駿府楽市）

会社法第440条によれば、株式会社は、法務省令で定めるところにより、定時株主総会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告しなければならないとされており、また、駿府楽市の定款第4条によれば、当社の公告は官報に掲載するとされているが、決算公告を行っていなかった。
- (2) 貸借対照表の負債の部の区分の誤りについて（株式会社駿府楽市）

会社計算規則第75条によれば、1年以内に使用されないと認められる引当金は貸借対照表の固定負債に区分するものとされているが、貸借対照表を確認したところ、預り金のうち、固定負債として計上すべき転籍元企業から引き継いだ退職給付引当金相当額2,153,400円分が、流動負債に計上されていた。

(3) 退職給付引当金計上額の合理性について（株式会社駿府楽市）

駿府楽市の退職給付引当金は、財務諸表に対する個別注記表に、「当期末における退職給与債務に基づき、期末に発生していると認められる額を年度末に計上しております。」と記載され、退職金支給規程第5条に規定された「基本給に勤続年数に応じた支給率を乗じた金額」を期末要支給額として算出している。

この場合、本来は期末要支給額から特定退職金共済の積立金（転籍元企業から引き継いだ退職給付引当相当額を含む。）を除いた金額を引当金として計上することとなるが、駿府楽市はこの金額より約445万円多く引当金を計上していた。

その理由を駿府楽市に確認したところ、退職金支給規程第6条に規定された加給分を想定して算出しているためとのことであったが、職員ごとに異なる加給額及び加給率について、明確な算出根拠はなく、任意の数字が計上されているにすぎないことから、当該引当金は合理的に算出されているとは認められなかった。

【意見】

(1) 公益財団法人静岡市スポーツ協会

ア 経営改善に向けた取組について

静岡市スポーツ協会（以下「協会」という。）では、経営改善に向け、全職員から提案を募り取り組んでいるとのことであり、その中から「午前中の教室2講座開催」、「委託業務の複数年契約」などの施策を実施し、成果が上がっている旨の説明があった。

全職員から提案を募り、提案の中から優先順位を決めて実現可能な取組を進めていくことは、職員のモチベーションの向上も期待できることから、効果的な取組であると思われる。

引き続き、全職員一丸となって、組織全体の経営改善に向けて取り組んでいくことを期待する。

イ 自主財源の確保について

所管部局作成資料の「課題調書」には、「本市からの指定管理料と補助金を主たる財政的な基盤としており、自主財源に乏しいため、経営状況が悪化している。」と記載されており、自主財源に乏しいことが改善の必要な課題として認識されている。

しかし、市、協会ともに、経営状況の改善に向けた取組としては、指定管理事業に関する内容が中心で、自主財源の確保についての認識が希薄であるように感じられた。

協会の収入に占める指定管理料の割合が大きいことから、経営改善の取組として指定管理事業が中心となることも一定程度理解できるが、自主財源に乏しいことが課題として認識されていることから、市と協会が連携し、設立・出資の趣旨を踏まえた経営改善に向け、自主財源の確保に取り組むことを期待する。

ウ 市民のニーズに応じたスポーツ振興について

協会では、各体育館でダンスエクササイズなどの教室を開催しているが、体育館に来ることができない高齢者などに対しては、インストラクターが社会福祉施設等へ出向いて簡単な運動や介護予防のトレーニング指導を行っており、コロナ禍を契機に少人数での指導を希望する声が多くなり、ニーズが高まっているとのことであった。また、全てのインストラクターが、障がいのある人への運動支援の理解を深めるため、発達障がいのある人の支援方法などの研修を受講しているとのことで、アフターコロナの中で、試行錯誤しながら取り組む姿勢がみられた。

年齢や障がいの有無にかかわらず、市民の誰もが楽しんで運動ができる環境の整備は重要であり、インストラクターの活動が大きく寄与していることがうかがえた。

今後も、多くの市民が参加できるよう、幅広いニーズに対応した事業展開を継続し、市と協会が両輪となってスポーツの普及・振興に取り組んでいくことを期待する。

(2) 株式会社駿府楽市

ア コロナ禍からの回復について

令和4年度の店舗商品売上は、コロナ禍前の9割回復を目標として取り組んだところ、結果として約85%の回復に留まった旨の記載が総括事業報告にあったことから、この回復率の評価について確認したところ、新幹線の利用者はコロナ禍前の平成30年比で74%であること、当初想定していなかった新型コロナウイルス感染症拡大の第7波や令和4年台風第15号の影響があったことなどから判断すると、駿府楽市のコロナ禍からの売り上げ回復は堅調なものであったと考えているとのことであった。

令和5年度上半期の店舗売上は目標を上回っているとのことであり、新たな管理運営体制の下、アスティやJR東海、駿府匠宿とも連携しながら、更なる売上向上とその前提となる地場製品の認知度向上に向けた取組を積極的に進めていくことを期待する。

イ 駿府楽市と職人との連携について

駿府楽市からの提案によって開発、改善された商品について確認したところ、駿府楽市と職人との共同企画で開発した「富士山一輪挿し」、「貝入塗お箸」、「漆塗お椀・お弁当箱」や、大河ドラマ「どうする家康」の放送に合わせて開発した「木^き香り板」、「徳川家康手拭い」などがあるとのことであった。

また、日々、現場でお客様と接している販売員が、お客様のニーズや好みを直接職人に伝えることにより、ひな人形の生地を用いたミニクッションの仕様、染物で富士山をかたどったコースター・鍋つかみのデザイン、^{ひきもの}挽物の技術を使ったボタンプロー

チの仕様等の提案を行うなど、店舗等でのお客様との会話の中で得られた精度の高い情報を職人や業界にフィードバックすることで改善に取り組んでいるとのことであった。

伝統工芸品について後継者を育成していくためには、売れる商品の開発が必要であることから、今後も、直接お客様の声を聴いている販売員と職人が連携し、技術の継承と売れる商品の開発が両立するよう取り組んでいくことを期待する。

ウ 駿府匠宿と駿府楽市の連携について

市は、駿府楽市の出資者としての立場と、駿府匠宿の指定管理業務の発注者の立場を有している。

以前は、駿府楽市が駿府匠宿の指定管理者であったことから、両施設の連携は駿府楽市主導で進めていくことも可能であった。しかし、現在は駿府匠宿の指定管理者は他の事業者となっていることから、両施設の連携に関しては、市の果たす役割が大きくなってきている。

基本的には、地場産業の振興を図るなど、共通の目的を有している駿府楽市と駿府匠宿の指定管理者とが主体となって、互いに連携・協力できる体制を構築していくべきものであるが、地場製品の販売という点では競合する立場でもあることから、市も含めた三者が一丸となり、両施設の効果的な連携を図ることによって、地場産業の更なる振興に寄与することを期待する。

- 4 その他必要と認める事項
3件の指導事項があった。

5 監査した団体の概要

公益財団法人静岡市スポーツ協会

設立年月日	平成元年2月22日（平成25年4月1日 公益財団法人へ移行）
所在地	静岡市駿河区曲金三丁目1番10号ツインメッセ静岡西館2階
設立目的	静岡市におけるスポーツの普及・振興を図り、スポーツ精神を培い、市民の健康・体力づくりの推進に関する事業を行い、もって健康で豊かな市民生活の育成に寄与することを目的とする。
基本財産	368,163,296円（うち静岡市からの出資金300,000,000円）
組織	会長1人、副会長2人、専務理事1人、常務理事1人、理事3人、監事2人、評議員10人、職員162人
事業(定款に記載された事業)	<ol style="list-style-type: none"> 1 スポーツの振興に関する基本方針を確立すること。 2 スポーツ団体の育成強化及び連絡調整に関すること。 3 スポーツ指導者の資質向上に関すること。 4 スポーツの競技力向上に関すること。 5 スポーツ少年団の育成強化に関すること。 6 市民の健康及び体力づくりに関すること。 7 各種競技大会及びスポーツ教室の開催に関すること。 8 市民スポーツ大会に関すること。 9 スポーツの調査研究及び広報活動に関すること。 10 スポーツ功労者、優秀指導者、優秀選手及び優秀団体の表彰に関すること。 11 市から受託したスポーツ施設の管理運営に関すること。 12 旅行業法に基づく旅行業 13 その他この法人の目的を達成するために必要な事業
経営成績・財政状態	貸借対照表、正味財産増減計算書は、別表1及び別表2のとおり

【別表1】貸借対照表

(単位：円)

科目	令和4年度	令和3年度	増減
流動資産	249,615,679	208,508,010	41,107,669
固定資産	440,198,469	512,532,359	△72,333,890
資産合計	689,814,148	721,040,369	△31,226,221
流動負債	155,827,998	161,187,083	△5,359,085
固定負債	27,087,224	25,753,357	1,333,867
負債合計	182,915,222	186,940,440	△4,025,218
指定正味財産	0	0	0
一般正味財産	506,898,926	534,099,929	△27,201,003
正味財産合計	506,898,926	534,099,929	△27,201,003
負債及び正味財産合計	689,814,148	721,040,369	△31,226,221

【別表2】正味財産増減計算書

(単位：円)

科目	令和4年度	令和3年度	増減
経常収益	1,122,273,719	1,067,434,621	54,839,098
経常費用	1,149,474,722	1,093,662,184	55,812,538
評価損益等調整前当期経常増減額	△27,201,003	△26,227,563	△973,440
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△27,201,003	△26,227,563	△973,440
経常外収益	0	0	0
経常外費用	0	160,000	△160,000
当期一般正味財産増減額	△27,201,003	△26,387,563	△813,440
一般正味財産期首残高	534,099,929	560,487,492	△26,387,563
一般正味財産期末残高	506,898,926	534,099,929	△27,201,003
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
正味財産期末残高	506,898,926	534,099,929	△27,201,003

※ 各表中の負数は、「△」で表示した。

株式会社駿府楽市

設立年月日	平成3年5月24日
所在地	静岡市葵区黒金町47番地
設立目的	地場産業界の振興及び発展に寄与することを目的とする。
基本財産	50,000,000円（うち静岡市の出資金25,500,000円）
組織	代表取締役社長1人、代表取締役専務1人、取締役3人、監査役1人、従業員13人
事業(定款に記載された事業)	<ol style="list-style-type: none"> 1 地場産業における関係情報の収集処理並びに販売に関する業務 2 地域産業に関する企画、立案及び販売の斡旋に関する業務 3 地場産品の販路拡大と需要開拓及び伝統産業の保存育成に関する業務 4 繊維製品、陶器、履物等の伝統工芸品並びに民芸品の紹介及び展示販売に関する業務 5 和洋小物類の紹介及び展示販売に関する業務 6 農林水産物並びにその加工食品の紹介及び展示販売に関する業務 7 菓子類の紹介及び展示販売に関する業務 8 地酒並びにワインの紹介及び展示販売に関する業務 9 日用雑貨品、玩具、娯楽用品の販売に関する業務 10 飲食店の経営に関する業務 11 観光情報サービスに関する業務 12 公共施設等の管理運営に関する受託業務 13 前各号に掲げる物品の配送、搬送に関する業務 14 前各号に付帯する一切の業務
経営成績・ 財政状態	貸借対照表、損益計算書は、別表1及び別表2のとおり

【別表1】貸借対照表

(単位：円)

科目	令和4年度	令和3年度	増減
流動資産	111,733,775	100,197,756	11,536,019
固定資産	8,271,283	3,599,740	4,671,543
資産合計	120,005,058	103,797,496	16,207,562
流動負債	24,739,925	15,253,595	9,486,330
固定負債	8,181,943	7,531,943	650,000
負債合計	32,921,868	22,785,538	10,136,330
資本金	50,000,000	50,000,000	0
利益剰余金	37,083,190	31,011,958	6,071,232
純資産合計	87,083,190	81,011,958	6,071,232
負債及び純資産合計	120,005,058	103,797,496	16,207,562

【別表2】損益計算書

(単位：円)

科目	令和4年度	令和3年度	増減
売上高	243,025,925	166,817,183	76,208,742
売上原価	167,989,311	114,460,280	53,529,031
売上利益	75,036,614	52,356,903	22,679,711
受託事業収入	14,980,002	14,980,002	0
雑収入	493,401	765,704	△272,303
売上総利益	90,510,017	68,102,609	22,407,408
販売費及び一般管理費	84,286,317	77,305,081	6,981,236
営業利益	6,223,700	△9,202,472	15,426,172
営業外収益	1,197,254	9,773,934	△8,576,680
営業外費用	943,998	550,326	393,672
経常利益	6,476,956	21,136	6,455,820
税引前当期利益	6,476,956	21,136	6,455,820
法人税、住民税及び事業税	405,724	182,626	223,098
当期純利益	6,071,232	△161,490	6,232,722

※ 各表中の負数は、「△」で表示した。

指定管理者監査

1 監査の対象

静岡市沼上資源循環学習プラザ及び静岡市西ヶ谷資源循環体験プラザ

指定管理者 一般財団法人静岡市環境公社

所管部局 環境局ごみ減量推進課

2 監査の着眼点

(1) 所管部局関係

ア 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。

イ 指定管理者に対し適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

(2) 指定管理者関係

ア 施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。

イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

ウ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

3 監査の結果

監査した結果、指摘事項はなかった。また、2件の意見があった。

【意見】

(1) 資源循環啓発施設の利用者増加に向けた取組について

本市の資源循環啓発施設である両プラザは、共に、それぞれの事業を通して、廃棄物の減量と資源の有効活用に関する市民の理解を深めるための取組を進めている。

事業の実施に当たっては、利用者の利便性に配慮した事業の見直しや、より効果的な啓発の実施など、利用者の増加に向けた取組を進めているとのことであったが、それぞれの施設における取組について次のように意見を述べる。

ア 沼上資源循環学習プラザ

沼上資源循環学習プラザにおいては、沼上清掃工場、沼上資源循環センターと連携して小学4年生を対象とした社会科見学を実施しており、これを通じて環境意識の向上に寄与していることは大いに評価できるものである。

一方で、社会科見学の小学生以外の利用者は非常に少ないことから、家族連れなどの一般利用者の増加と大人の社会科見学などの観光的な利用者の獲得に向けて、隣接する余熱利用施設と連携した啓発事業や体験活動の導入など、効果的な取組について

の検討を進めることを望むものである。

イ 西ケ谷資源循環体験プラザ

西ケ谷資源循環体験プラザにおける啓発活動については、平成30年度定期監査での不十分な広報活動についての指摘事項への対応として、「各種媒体を活用した広報活動や、説明板やチラシによる啓発活動に取り組んでいる」旨が監査資料に記載されており、実際に、子どもとお出かけ情報のサイトにおける施設紹介や、新聞社の情報掲載サイトでの「ゆず湯・しょうぶ湯」の紹介、西ケ谷資源循環体験プラザのホームページにおける4Rの啓発や講座の紹介など、広報・啓発の情報掲載が行われている。

また、イベントでの地元の農家の方との連携や、美和地区の子ども会行事としてのサンドブラストなどの講座への参加等もあり、周辺地域の方にも評価をいただいていると認識しているとのことであった。

新型コロナウイルス感染症の影響もあって、利用者の増加につながったかの確認はできていないとのことだが、新型コロナウイルス感染症の5類移行によって人流も回復傾向にあることから、隣接する総合運動場の利用者に向けた温浴施設の周知を含め、引き続き効果的な広報・啓発活動に取り組まれることを期待する。

(2) 市と指定管理者の適切な連携について

指定管理者制度を導入した場合、施設の管理権限は指定管理者に委任されることになるが、このことは、市の施設設置者としての責任を減少させるものではなく、市は公の施設の設置者としての立場から、必要に応じた監督を行うことになる。

指定後の当該施設の日常の管理は、原則として指定管理者に委ねられることになるが、所管部局は日頃からのモニタリング等を通じて、指定管理者による施設の管理運営が適正かつ確実に履行されているか等を確認し、課題等がある場合は指定管理者と解決に向けた協議を行うことが求められている。

このモニタリングについては、令和4年度の指定管理者監査において、所管課によるモニタリング調査が不十分であったことを指摘するとともに、不正防止の観点からも所管課がモニタリング調査等の機会をとらえて指定管理者を指導していくことが必要であるという主旨の意見を述べたところである。

これを踏まえて、今年度の監査において所管課によるモニタリング調査の内容を確認したところ、所管課は総務課の定めたモニタリング調査表の様式に加えて、仕様書で示された業務の実施状況を確認するための具体的な調査項目を記載した『モニタリング調査チェック票』を独自に作成し、これを基に調査を行っていた。このような取組は、業務経験に左右されることなく客観的に一定の水準を保った調査の実施に繋がり非常に評価できるものであることから、当該施設以外の指定管理施設においても同様の取組が実施されることを望むものである。

指定管理者制度は、広く民間の視点、手法を取り入れることで、市民ニーズに対応し

た事業の実施など市民サービスの向上や、コスト削減等の効果が期待されるものではあるが、所管部局は指定管理者に任せきりにすることなく、指定管理者の取組状況を的確に把握し必要な指導、助言等を行う等、設置者である市と指定管理者の適切な連携のもとに、市民サービスの更なる向上と施設の管理運営のより一層の効率化に向けて取り組むことを期待する。

なお、その際には、所管部局と指定管理者の連携だけでなく、指定管理者においても管理部門と現場の間の連携を密にすることで、一体となって取り組んでいくことを望むものである。

- 4 その他必要と認める事項
7件の指導事項があった。

5 監査した施設の概要

静岡県沼上資源循環学習プラザ

施設の概要	所在地	静岡市葵区南沼上 1217 番地の 1
	設置時期	平成 23 年 5 月 10 日
	設置目的	廃棄物の減量及び資源の有効利用（以下「廃棄物の減量等」という。）に関する学習及び体験並びに廃棄物の減量等を端緒とした環境の保全に関する学習の場を市民に提供することにより、その意識の啓発を図るとともに廃棄物の減量等及び環境の保全に関する市民の活動を促進し、もって循環型社会の形成に寄与するため。
	従事員数	5 人
	主な施設	事務室、もったいないハウス、多目的ルーム、資料閲覧コーナー、テーマ別展示コーナー、古本銀行、研修室、パネルコーナー
団体の概要	名称	一般財団法人静岡市環境公社
	所在地	静岡市葵区産女 953 番地
	設立年月日	昭和 42 年 8 月 7 日（平成 25 年 4 月 1 日 一般財団法人へ移行）
	設立目的	静岡市及び関係諸団体との協働・連携に基づき環境事業を行うことにより、地域における環境施策の推進と環境保全を図り、もって良好な環境を形成し、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。
指定管理の状況	選定方法	非公募
	指定期間	令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
	指定管理料	57,743,000 円（静岡市西ヶ谷資源循環体験プラザとの合計額）
	主な管理業務内容	1 廃棄物の減量等に関する資料等の展示に関すること。 2 廃棄物の減量等及び環境の保全に関する講座等の開催に関すること。 3 1 及び 2 号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業
	収支の状況	収 入 額 59,012,260 円 支 出 額 58,277,973 円 収支差引額 734,287 円

※指定管理料及び収支の状況は、令和 4 年度実績を示す。なお、静岡市西ヶ谷資源循環体験プラザとの合計額である。

静岡市西ヶ谷資源循環体験プラザ

施設の概要	所在地	静岡市葵区西ヶ谷 553 番地の 2
	設置時期	平成 26 年 2 月 22 日
	設置目的	廃棄物の減量及び資源の有効利用（以下「廃棄物の減量等」という。）に関する学習及び体験並びに廃棄物の減量等を端緒とした環境の保全に関する学習の場を市民に提供することにより、その意識の啓発を図るとともに廃棄物の減量等及び環境の保全に関する市民の活動を促進し、もって循環型社会の形成に寄与するため。
	従事員数	4 人
	主な施設	事務室、工房 1・2・3、浴室 1・2、市民活動スペース 1・2・3、イベントホール、足湯
団体の概要	名称	一般財団法人静岡市環境公社
	所在地	静岡市葵区産女 953 番地
	設立年月日	昭和 42 年 8 月 7 日（平成 25 年 4 月 1 日 一般財団法人へ移行）
	設立目的	静岡市及び関係諸団体との協働・連携に基づき環境事業を行うことにより、地域における環境施策の推進と環境保全を図り、もって良好な環境を形成し、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。
指定管理の状況	選定方法	非公募
	指定期間	令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
	指定管理料	57,743,000 円（静岡市沼上資源循環学習プラザとの合計額）
	主な管理業務内容	1 廃棄物の減量等に関する資料等の展示に関すること。 2 廃棄物の減量等及び環境の保全に関する講座等の開催に関すること。 3 廃棄物の減量等に関する体験プログラムの企画運営に関すること。 4 資源循環啓発施設の施設、設備等の利用に関すること。 5 1～4 号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業
	収支の状況	収入額 59,012,260 円 支出額 58,277,973 円 収支差引額 734,287 円

※指定管理料及び収支の状況は、令和 4 年度実績を示す。なお、静岡市沼上資源循環学習プラザとの合計額である。